

大阪市の 特別支援教育概要

(資料 Ⅰ)

令和8年度
(2026年度)

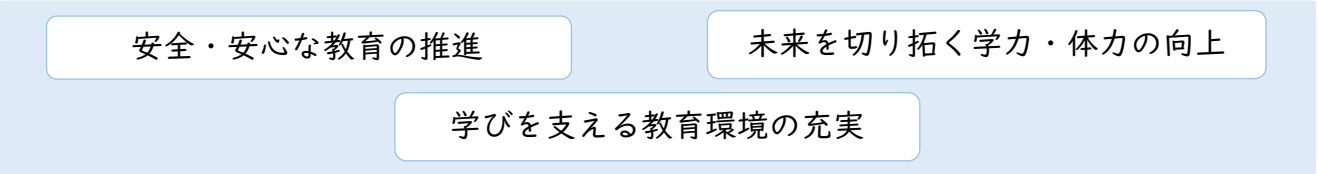
大阪市教育局委員会

「大阪市教育振興基本計画 令和 8 年度(2026 年度)～令和 11 年度(2029 年度)」の概要

基本理念

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。
あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

3つの最重要目標



計画の位置付け、構成

教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、令和 5 年度（2023 年度）に策定された国の第 4 期教育振興基本計画を参酌するとともに、社会の情勢やこれまでの本市教育の取組の成果と課題等も踏まえ、令和 22 年（2040 年）以降の社会を見据え、現行計画の後期取組として改訂します。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けることとします。

計画 = 第 1 編 大綱（基本理念・最重要目標等）＋第 2 編 施策（具体的な取組）

計画の範囲

就学前教育、小学校及び中学校（義務教育学校含む）における義務教育、生涯学習に関する教育施策

計画の期間

4 年間〔令和 8 年度(2026 年度) ～ 令和 11 年度(2029 年度)〕

施策推進における基本的な方向

- 最重要目標 1 安全・安心な教育の推進
- （1）安全・安心な教育環境の実現
 - （2）豊かな心の育成
- 最重要目標 2 未来を切り拓く学力・体力の向上
- （3）幼児教育の推進と質の向上
 - （4）誰一人取り残さない学力の向上
 - （5）健やかな体の育成
- 最重要目標 3 学びを支える教育環境の充実
- （6）教育 D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進
 - （7）人材の確保・育成としなやかな組織づくり
 - （8）生涯学習の支援
 - （9）家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

9つの基本的な方向

最重要目標 1 安全・安心な教育の推進

基本的な方向 1 安全・安心な教育環境の実現

主な施策・内容	
◎ いじめへの対応	○ 児童虐待等への対応
◎ 不登校への対応	○ 防災・減災教育の推進
○ 問題行動への対応	◎ 安全教育の推進
・ 「大阪市いじめ対策基本方針」に基づく対処 ・ こどもサポートネットの実施 ・ 教育支援センターの運営や学びの多様化学校の運営・ICT の活用等の充実 ・ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置支援・登校支援室「なごみ」の運営 ・ 「大阪市ミライサミット」の実施による、スマートフォン等に関する課題の検討及び家庭との連携の推進 ・ 防災・減災教育や防犯・交通安全教育などを通じた安全を守るために行動できる力の育成 ・ ヤングケアラーやネグレクトを含む児童虐待等への地域、関係諸機関等と連携した対応	
目標	令和 11(2029)年度末
「学校に行くのは楽しいと思いますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合	小学校 87.0% 中学校 87.0%

基本的な方向 2 豊かな心の育成

主な施策・内容	
○ 道徳教育の推進	○ インクルーシブ教育の推進
○ キャリア教育の推進	○ 多文化共生教育の推進
○ 人権を尊重する教育の推進	
・ 児童生徒の自己有用感・自己肯定感の改善に向けた、道徳教育・キャリア教育の充実 ・ 教員の障がいに対する理解の深化等を図るなど、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進 ・ 自らがかけがえのない大切な存在であると実感できる人権教育の推進 ・ 多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合える多文化共生教育を推進	
目標	令和 11(2029)年度末
「自分には、良いところがありますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合	小学校 88.0% 中学校 88.0%

最重要目標 2 未来を切り拓く学力・体力の向上

基本的な方向 3 幼児教育の推進と質の向上

主な施策・内容	
○ 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進	
・ 小学校以降の教育において未来を切り拓く学力や体力を身に付ける基礎を培えるよう取組を推進 ・ 就学前教育カリキュラムの活用推進	
目標	令和 11(2029)年度末
「就学前教育カリキュラムを活用して教育・保育を実践することができましたか。」に対して、肯定的に回答する教職員の割合	70.0%

施策の凡例：

◎ ⇒特に重点的に取り組むもの

○ ⇒重点的に取り組むもの

基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上

主な施策・内容	
◎ 言語活動・理数教育の充実(思考力・判断力・表現力等の育成) ◎ 「主体的・対話的で深い学び」の推進(各学校の実態に応じた個別支援の充実) ◎ 英語教育の強化 ○ 全市共通テスト等の実施と分析・活用	
・ 総合的読解力育成カリキュラムを活用した思考力・判断力・表現力等の育成 ・ 各学校の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の授業の実現を支援 ・「国際バカロレア教育」の導入 ・ 学習習慣や基礎学力の定着等に向けた重点的な支援 ・質の高い探究的な学びを推進するカリキュラムの構築 ・ 客観的・経年的に行われる調査結果のデータを活用することにより、誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細かで継続した指導・支援を充実 ・ 小中学校9年間を見通した英語教育の取組の更なる推進及び「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の英語4技能の総合的な育成に向けた取組の実施	
目標	令和11(2029)年度末
全国学力・学習状況調査における平均正答率の対全国比	小学校(国・算) 1.00 中学校(国・数) 1.00
大阪市小学校学力経年調査・中学生チャレンジテストにおけるボリュームゾーンにあたる層の変化率	小学校(国・算) 1.00% 中学校(国・数) 1.50% (数) 1.00%
全国学力・学習状況調査における学力に課題の見られる児童生徒の割合の全国との差	小学校(国・算) 0%以下 中学校(国・数) 0%以下

基本的な方向5 健やかな体の育成

主な施策・内容	
◎ 体力・運動能力向上のための取組の推進 ○ 健康教育・食育の推進	
・ 児童生徒一人一人の状況を把握しながら学校園における体力向上に向けた取組の推進 ・ 区役所や関係局等と連携し、運動やスポーツに親しむ機会の確保 ・ 国の方針を踏まえた今後の部活動の在り方の検討 ・ 食に関する指導の全体計画策定及び評価、検証による食育の推進 ・ 児童生徒の規則正しい生活習慣が身に付くよう、健康に関する指導や食育など、子どもの発達段階に応じた指導を実施	
目標	令和11(2029)年度末
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の対全国比	小学校(男・女) 1.00 中学校(男・女) 1.01

最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）

主な施策・内容	
◎ ICTを活用した教育の推進 ◎ データ等の根拠に基づく施策の推進(教育データの活用等) ・ 社会情勢の変化に対応した児童生徒のデジタルリテラシーの育成およびデジタル学習基盤の活用を前提とした効果的な学習方法の推進 ・ 児童生徒の心の状態や日々の状況を可視化し、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応 ・ 教育の成果と課題が見える化し、効率的な指導方法や学習行動等の知見を得て、データ等の根拠に基づく施策の推進	
目標	令和11(2029)年度末
「学習者用端末を活用して、調べた情報をもとに、課題を解決するために情報を収集・整理し、まとめ・表現する取組をしていますか。」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合	小学校 80.0% 中学校 80.0%

基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

主な施策・内容	
◎ 働き方改革の推進 ◎ 教員の資質向上・人材の確保 ○ 大阪市総合教育センターによる学校園への支援 ○ 教育ブロックでの教育の推進(学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援) ○ カリキュラム・マネジメントの推進(校園長のマネジメント強化) ○ 学校配置の適正化	
・ 「学校園の働き方ビジョン」及び「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】に基づいた、教職の魅力を向上させる総合的な取組の推進 ・ 多様性を備えたしなやかな教職員組織の整備及び特別免許状による被採用者を含む多様な人材の確保 ・ 企業・大学等と連携する仕組みである「OEN」の運営や「シナジーセミナー」の開催 ・ ブロック化による特色ある学校支援事業 ・ 学校配置や規模における教育環境の最適化	
目標	令和11(2029)年度末
各校種における教員の1か月あたりの平均時間外勤務時間	幼稚園・小学校 20時間以下 中学校 30時間以下
教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合	30%

基本的な方向8 生涯学習の支援

主な施策・内容	
○ 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組 ○ 学校図書館の活性化 ○ 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組	
・ 「生涯学習大阪計画」に基づき、子どもの学び、家庭教育を含めた市民の学びを支援 ・ 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づき、全ての子どもが生き生きと読書を楽しむための取組の実施 ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた、知的好奇心を醸成する開かれた学び場としての学校図書館の環境整備	
目標	令和11(2029)年度末
「生涯学習センターの講座等をきっかけに、様々な学習や活動につなげたいと思うか。」に対して、肯定的に回答する参加者の割合	90.0%

基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

主な施策・内容	
○ 教育コミュニティづくりと地域学校協働活動の推進	
・ 地域学校協働活動等を進めることによる「教育コミュニティづくり」の一層の推進	
目標	令和11(2029)年度末
「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか。」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合	小学校 95.0% 中学校 90.0%

詳細は、「大阪市教育振興基本計画 令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度)」をご覧ください。

2-4 インクルーシブ教育の推進

（これまでの成果と課題）

- ・「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」、「自立し、主体的に社会参加できる力を養う」、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」、「一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の在り方を工夫する」の4つの視点を踏まえた、特別支援教育サポーター、インクルーシブ教育推進スタッフの配置や専門職による巡回指導体制の強化、指導主事による指導助言など
- ⇒ 取組の結果、特別支援教育体制が充実した、とする学校園が増加してきました。しかし、障がいの理解や認識の深まりとともに、特別な支援の必要な児童生徒は増加しており、引き続き、各校園の特別支援教育体制の充実を図ることや、研修等を通じた教員の更なる専門性向上が求められています。

（2040年以降の社会を見据えためざすべき姿 / 本計画期間で取り組む主な内容）

- 障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざします。
- 自立と社会参加を見据え、障がいのある児童生徒が地域で共に学ぶことを基本とし、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、通級による指導、特別支援学級での連続性のある多様な学びの場、インクルーシブ教育システムの更なる充実に努めます。
- 学びの充実に向けては、教員の発達障がいを含む障がいに対する理解や、特別支援教育の専門性を高めるための研修を実施するとともに、各校園の特別支援教育体制の充実をめざした理学療法士や言語聴覚士など専門職による巡回指導体制の強化を行います。加えて、通級による指導の本市における取組体制の充実と強化に努めます。

（具体的な取組例）

- ・特別支援教育サポーターの配置
- ・インクルーシブ教育推進スタッフの配置
- ・巡回アドバイザー等の派遣による巡回指導体制の強化
- ・特別支援教育に関わる研修の実施
- ・看護師配置による医療的ケア実施体制の充実
- ・キャリア教育支援センターの運営

施策目標	令和7年度末 (2025年度末)	令和11年度末 (2029年度末)
特別支援教育に関する研修や巡回指導の活用等により、教員の特別支援教育の専門性が向上し、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの充実が図れたとする学校園の割合 【本市調査〔特別支援教育の推進に関するアンケート〕】	—	90.0%

大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
(令和6年3月 抜粋)

第2部 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

(2) 人権教育・福祉教育の充実

こどもの頃から、障がいや障がいのある人に関する認識と理解を深められるよう、教育実践・学習機会の充実を図ります。

- ・各学校園において、障がいのあるこどもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りのこどもとのより良い関係づくりを進めます。
- ・障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、地域の住民や福祉施設、関係団体との連携・協働による地域レベルでの人権教育・福祉教育の充実に努めます。
- ・こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育

現状と課題

大阪市においては、これまでも障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

国においては、「障害者基本法の改正」「障害者権利条約の批准」「障害者差別解消法の施行」等の法整備が進められる中、教育分野では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が求められています。

引き続き、大阪市が進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

認定こども園・幼稚園・保育所等（以下「教育・保育施設」という。）では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。教育・保育施設では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を実施する必要があります。

発達障がいの認知、理解が進み、多くの発達障がいのある乳幼児が入園所しています。また、医療的ケアの必要な児童の教育・保育施設への入園所も増えています。「医

療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨をふまえ、教育・保育施設において引き続き医療的ケアの必要な児童の受け入れ体制を整備していく必要があります。障がいの内容、程度が多様化している中、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援が必要です。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、小・中学校及び義務教育学校において障がいのある児童生徒に必要な条件整備に努めています。

小・中学校及び義務教育学校において、障がいの状況に応じた指導を必要とする児童生徒が増加する中、一人ひとりのニーズに応じた適切な学びが提供できるよう、通常学級における合理的配慮や授業の工夫、通常学級に在籍しながら一部障がいに応じた指導を受けられる通級による指導、特別支援学級における指導など、適切な学びの場の選択ができるよう学びの充実を図る必要があります。特に、どの学校にいても必要に応じて通級による指導が受けられるよう、「自校通級」の拡充を図ることが喫緊の課題です。校内における支援体制の整備に努めることや、障がいのある児童生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。

市立特別支援学校は2016（平成28）年4月より大阪府へ移管しましたが、大阪市の小・中学校及び義務教育学校に対する支援を行う特別支援教育のセンター的な役割について、大阪府と連携し、引き続き取り組む必要があります。

さらに、不登校への対応は、障がいのある児童生徒についても喫緊の課題であり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生活指導支援員等の活用など、状況に応じて多様な支援を行ってきましたが、引き続き、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の充実が必要です。

「障害者権利条約」に伴う国際的なインクルーシブ・エデュケーション（※）の動向も踏まえつつ、大阪市の特別支援教育においては、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育の更なる推進と充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

また、本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の構築が必要です。

（※）障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のことです。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要がありと考えられています。

(課 題)

①就学前教育の充実

ア教育・保育施設における教育・保育内容の充実

イ教育・保育諸条件の整備・充実

②義務教育段階における教育の充実

ア共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

イ教育諸条件の整備・充実

③後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

ア自立に向けた教育内容等の充実

④生涯学習や相談・支援の充実

ア生涯学習の機会提供

イ相談事業・相談活動の充実

ウ放課後活動等の充実

⑤教職員等の資質の向上

ア研修の充実

イ研究活動の活性化

施策の方向性

(1) 就学前教育の充実

地域で仲間と共に育ちあい、安心して生活できる教育・保育を積極的に推進し、受入れの促進や、教育・保育内容の充実を図ります。

ア 教育・保育施設における教育・保育内容の充実

- ・乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、教育・保育施設においては障がいのあるこども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、その内容を保護者と共有し、教育・保育施設と家庭が連携しながら支援を進めていきます。
- ・地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- ・児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。
- ・保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・医療的ケアの必要な児童を含め、障がいのあるこどもの、地域における生活の保障及

び健全な心身の発達等を促し、福祉の増進を図るため、保育所等の環境整備に努めます。

- ・施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。
- ・私立幼稚園では、障がいなど特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、幼稚園介助者サポーターを配置するなど、一人ひとりの障がいの状況や各園の実情に応じて引き続き対応します。

(2) 義務教育段階における教育の充実

学校教育全体で、障がいのある児童生徒を受け止めるという観点から、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を図り、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実・強化を図ります。

ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

- ・障がいのあるこどもの就学先を決める際には、小学校等がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の学校で学ぶことを基本として取り組みます。障がいの状況に応じた多様な学びの場の選択ができるよう、通常学級や特別支援学級その他、通級による指導の拡充を図ります。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校及び義務教育学校との関係が断たれることのないように、地域のこどもと位置づけ、同年代のこどもたちと授業や交流活動に取組み、相互の理解を深めることができる「居住地校交流」等活用しながら取り組みます。
- ・地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の理解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。
- ・障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めるため、障がいのある人もない人も共に学び活動する豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等にかかる取組をさらに積極的に進めます。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・小・中学校及び義務教育学校では、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。
- ・特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒や発達障がい等のある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの助言等を実施します。

- ・各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります。
- ・指導主事および巡回アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行い、校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を学校園に派遣し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- ・特別支援学校（府立支援学校）による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁と連携を図っていきます。
- ・エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアデジタル教科書等の活用を進めるなど、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- ・医療的ケアの必要な障がいのある児童生徒が、安全安心に地域の小・中学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の配置を行い教育・福祉・医療の連携を図り、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備を進めます。
- ・障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用を実施します。
- ・特別支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図っていきます。

（３）後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

一人ひとりの生徒に応じた支援計画に基づき、地域における自立した生活の確立に向けて取り組みます。

ア 自立に向けた教育内容等の充実

- ・自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化に応じ、一人でも多くの生徒が就労につながるよう、キャリア教育支援センターでの就業体験実習や就労相談担当指導員の活用等により、自立に向けた教育の推進を図ります。
- ・卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別的教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職の防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・高等学校、キャリア教育支援センター等の施設・設備の改善や高等学校における個別の支援が必要な生徒の学習支援等にあたる介助補助員を配置するなど教育諸条件を整備し、その充実を図ります。
- ・高等学校では、医療的ケアが必要な生徒に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助補助員を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

(4) 生涯学習や相談・支援の充実

障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき、学習機会の提供や相談事業、放課後活動等の充実に取り組みます。

ア 生涯学習の機会提供

- ・図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるような整備を進めます。
- ・障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講座・講演会など、学習機会を提供します。
- ・読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいにほんご」ページ、障がい者サービスのページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。
- ・事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。

イ 相談事業・相談活動の充実

- ・移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育のセンター的役割として実施する地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしていきます。
- ・こども相談センターでは、教育相談をはじめとした事業の充実を図るとともに他の相談機関や学校園・地域社会等との連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。

ウ 放課後活動等の充実

- ・児童いきいき放課後事業では、障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動の充実を図るため、人員体制の構築など環境整備を行います。
- ・留守家庭児童対策事業では、障がいのある児童の健全育成を推進するため人員体制構築に伴う放課後児童クラブに対する補助金の充実を図ります。
- ・中学校で学ぶ生徒について、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。
- ・放課後等デイサービス事業として、障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することによ

り、学校教育と協働して障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。

(5) 教職員等の資質の向上

インクルーシブ教育の推進に向けて、教職員等の意識向上及び対応力の向上に取り組めます。

ア 研修の充実

- ・すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。
- ・一人ひとりのこどもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めるため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。
- ・すべての幼児教育・保育施設の職員がこども一人ひとりの障がいの特性や合理的配慮、インクルーシブの理念を正しく理解し、こどもや保護者への適切な対応を学ぶなど、研修及び研究会の充実を図ります。

イ 研究活動の活性化

- ・教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのあるこどもへの支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。

障がいのある子どもの就学(進学)について

大阪市教育委員会

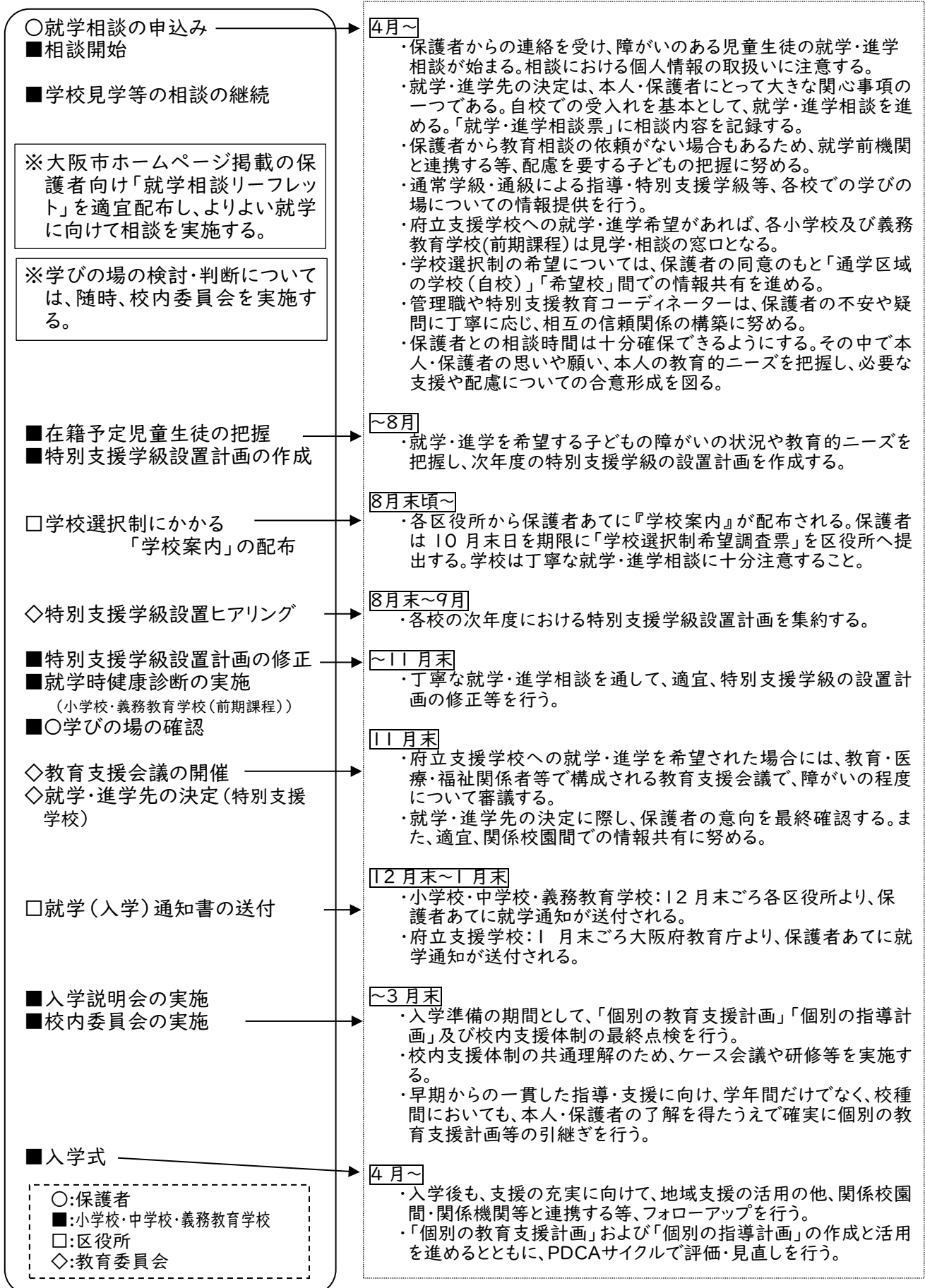
～よりよい就学(進学)に向けて～

- 大阪市は、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本とする。
- 小学校・中学校・義務教育学校で就学(進学)相談を開始するにあたっては、自校で受け入れるという姿勢で臨む。
- 障がいのある子どもの就学(進学)先を決める際には、本人・保護者の意向を最大限尊重する。
- 通学区域の小学校・中学校・義務教育学校がすべての就学(進学)相談の窓口となり、相談や情報提供を行う。
- 障がいの状態等を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う。

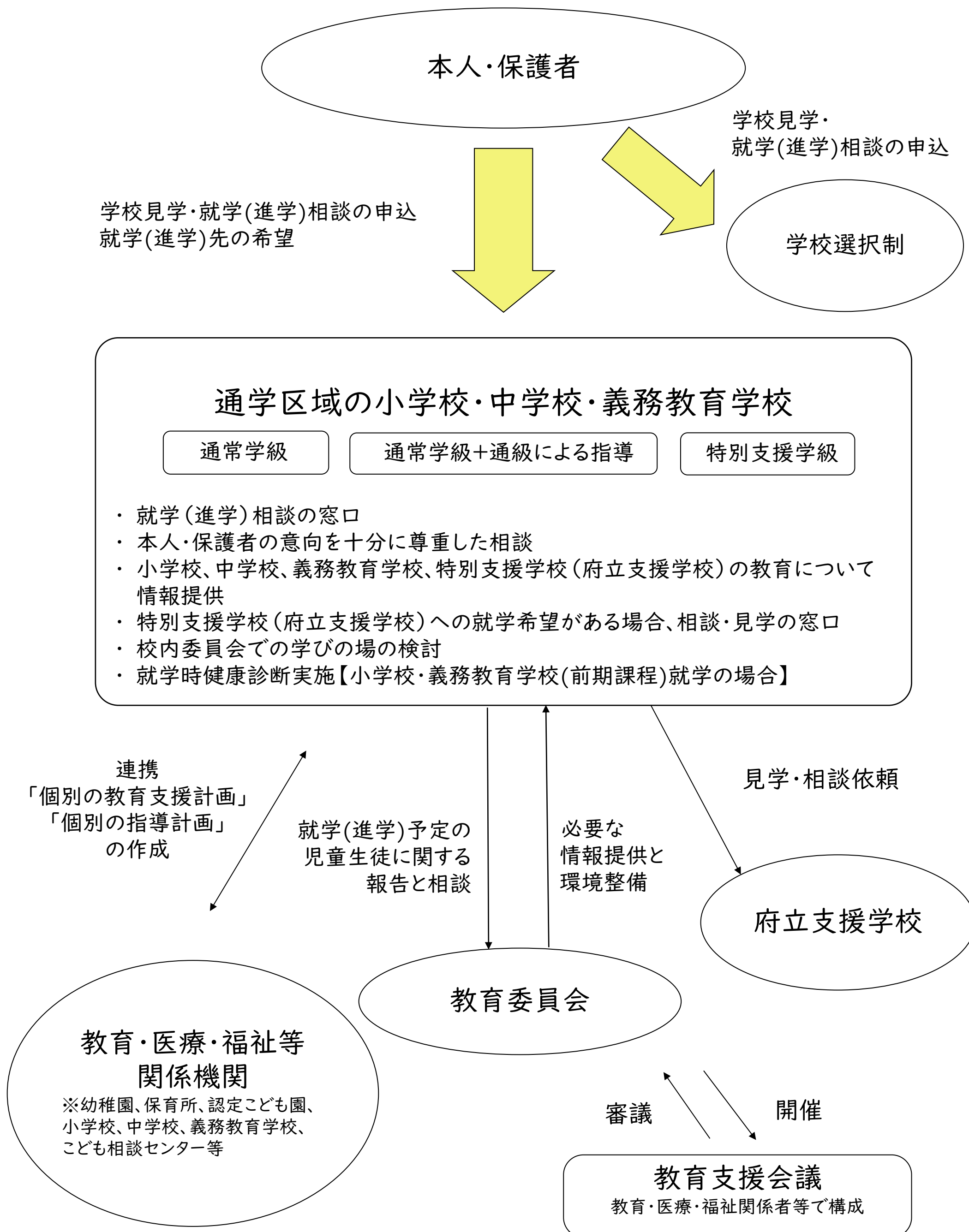
小学校・中学校・義務教育学校への就学

- ・ 小学校・義務教育学校(前期課程)は、早期からの相談実施に向けて、平素より幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前施設の他、医療・福祉等の関係機関との連携に努める。中学校・義務教育学校(後期課程)は、小学校等、関係機関との連携に努める。
 - ・ 就学(進学)相談は、本人・保護者に寄り添いながらすすめるとともに、自校の教育方針や教育環境についての説明の他、学習の様子や学校行事等について、本人・保護者が具体的に参観できる等の工夫に努める。
 - ・ 特別支援学級への入級や通級による指導の希望の有無の他、入学後の指導支援のあり方や障がいの状態等を考慮した学習内容等に関する「合理的配慮」について、合意形成と必要な共通認識の醸成を図る。その過程で、本人・保護者に寄り添い、共に考えるという基本姿勢を徹底する。
- 小学校・義務教育学校(前期課程)は、就学時健康診断等の結果も参考にしながら、相談に応じる。
- ・ 就学(進学)予定児童生徒の状況や特別支援教育の校内体制について教育委員会に報告し、必要な人的配置や施設整備等の「基礎的環境整備」について申請する。
 - ・ 小学校・中学校・義務教育学校は、教育・医療・福祉等の関係機関と連携し、保護者の参画のもとに「個別的教育支援計画」を作成する。また、自立活動を取り入れた教育課程の編成を行う。
 - ・ 府立支援学校への就学(進学)希望があれば、小学校・中学校・義務教育学校は見学・相談の窓口となる。

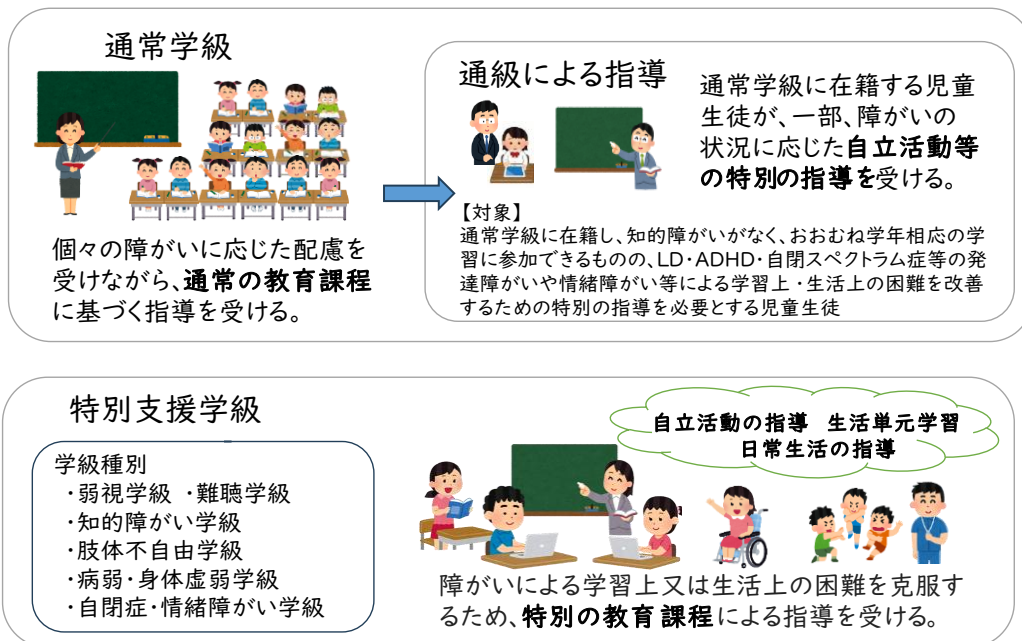
－ 障がいのある子どもが就学・進学するまでの流れ －



就学・進学のみ



障がいのある児童生徒の多様な学びの場



※多様な学びの場として視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のお子様を対象とした府立支援学校もあります。障がいの状態やお住まいの場所によって、通学区域が決まっています。詳しくは、通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)までご相談ください。

在 籍	当該学年の 学習	指導・支援の内容				学習の特徴
		合理的配慮 (※1)	自立活動	生活単元学習や 作業学習など (※2)	下学年の学習	
通常学級	○	○	-	-	-	通常の教育課程の 学習
通常学級 + 通級による指導	○	○	○ (必要)	-	-	通常の教育課程の 学習 + 障がい状況に応じた 特別な学習 (自立活動)
特別支援学級	○ (交流及び 共同学習)	○	○ (必要)	○	○	一人一人の障がいの 状況に応じた特別の 教育課程に基づく学習

(※1) 合理的配慮の具体例

・視覚や聴覚に障がいがある児童生徒が、座席を前方にする。

・書字が困難な児童生徒が、タブレットを活用する。予定確認が必要な児童生徒が、スケジュール表を活用する。

(※2) 知的障がいがある場合、特別支援学校の学習指導要領に示されている学習を行うことができる。

・知的障がいに応じた目標・内容で行われる各教科の学習や、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習など。

学校

資料 I - 3 (3)

(※学校作成用)

就学・進学相談票

相談を受けた日 令和 年 月 日	担当者	(現在在籍)校園名	(転)入学予定日 令和 年 月 日
ふりがな 児童生徒名 保護者名	電話 — —	学年 平成・令和 年 月 日生	性別
		児童生徒との続柄:	

○学習面での状況 .	○生活面での状況 .
○保護者の考え	

○医学的診断等			
令和 年 月 日 (歳 か月)	医師名	医師	
診断名: _____	機関名	病院	

○検査結果等	○検査結果等
療育手帳: _____ 更新日 令和 年 月	_____ 更新日 令和 年 月
検査日: 令和 年 月 日	検査日: 令和 年 月 日
検査名及び数値: _____	検査名及び数値: _____
機関名: _____	機関名: _____
医師名等: _____	医師名等: _____

○その他、医療機関等検査結果や相談の記録

※ 教育委員会が提出を求めた場合、速やかに提出すること。(学校5年間保存)

※ 転入など、年度途中入級の際にもこの表を活用すること。

※ 特別支援学級の入級や通級による指導を受ける際は、医学的診断や発達検査等を参考とします。
(手帳や診断書は必ずしも必要ではありません)

令和８年度大阪府立支援学校の概要（部・学級数などは令和８年５月１日現在）

＊「道順」に記載の「メトロ」は「Osaka Metro」、「シティバス」は「大阪シティバス」のことをそれぞれ示しています。

大阪府立大阪南視覚支援学校

所在地 〒558-0023 大阪市住吉区山之内 1-10-12

電 話 06-6693-3471

F A X 06-6693-1504

道 順 JR 阪和線「我孫子町」駅 南西約 400m

南海高野線「我孫子前」駅 東約 700m

部 ・ 科			修業 年限	学級数	幼児・児童・ 生徒数
幼 稚 部			1～3	3	6
小 学 部			6	7	16
中 学 部			3	3	6
高 等 部	本科	普 通 科	3	9	26
	専攻科	保健理療科	3	11	26
		理 療 科			
		理学療法科	3		
		柔道整復科			
	小 計			20	52
合 計			33	80	

大阪府立大阪北視覚支援学校

所在地 〒533-0013 大阪市東淀川区豊里7-5-26

電 話 06-6328-7000

F A X 06-6328-5896

道 順 阪急京都線「上新庄」駅から、シティバス

布施駅前行「大桐一丁目」西約 100m

メトロ今里筋線「だいどう豊里」駅 西約 100m

部 ・ 科			修業 年限	学級数	幼児・児童・ 生徒数
幼 稚 部			1～3	2	5
小 学 部			6	5	11
中 学 部			3	4	8
高 等 部	本 科	普 通 科	3	6	18
		保健理療科			
	専 攻 科	理 療 科	3	6	22
		保健理療科			
	小 計			12	40
	合 計			23	64

大阪府立生野聴覚支援学校

所在地 〒544-0034 大阪市生野区桃谷 1-2-1

電 話 06-6717-3366

F A X 06-6717-5865

道 順 JR 環状線「桃谷」駅 北約 400m

JR 環状線・近鉄線・メトロ千日前線

「鶴橋」駅 南約 400m

部	修業 年限	学級数	幼児・児童・生徒数
幼稚部	1～3	12	37
小学部	6	19	50
中学部	3	9	29
合 計		40	116

大阪府立堺聴覚支援学校

所在地 〒591-8034 堺市北区百舌鳥陵南町 1 丁

電 話 072-257-5471

F A X 072-257-3310

道 順 JR 阪和線「上野芝」駅 南東約 1 km

部	修業 年限	学級数	幼児・児童・生徒数
幼稚部	1～3	4	10
小学部	6	6	18
中学部	3	8	21
合 計		18	49

大阪府立だいせん聴覚高等支援学校

所在地 〒590-0035 堺市堺区大仙町 1-1

電 話 072-232-6761

F A X 072-232-6762

道 順 JR 阪和線・南海高野線「三国ヶ丘」駅

西約 1.2 km

部 ・ 科			修業 年限	学級数	生徒数
高 等 部	本 科	普 通 科	3	13	48
		工 業テクノロジー科			
		情報コミュニケーション科			
		ライフサポート科			
	専 攻 科	工 業テクノロジー科	2	4	14
		情報コミュニケーション科			
		ライフサポート科			
合 計				17	62

大阪府立中央聴覚支援学校

所在地 〒540-0005 大阪府中央区上町1-19-31
 電 話 06-6761-1419
 F A X 06-6762-1800
 道 順 シティバス「上本町一丁目」東北約 150m
 メトロ谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅 北東約 600m

部　・　科			修業 年限	学級数	幼児・児童 生徒数
幼　稚　部			1～3	9	26
小　学　部			6	12	31
中　学　部			3	8	21
高 等 部	本 科	普　通　科	3	9	24
		インテリア科			
		アパレル情報科			
	専 攻 科	デザイン情報科	2	1	2
	小　　　　　計			10	26
合　　　　　計				39	104

大阪府立思斉支援学校

所在地 〒535-0002 大阪府旭区大宮 5-11-7
 電 話 06-6951-4063
 F A X 06-6951-4715
 道 順 メトロ谷町線・今里筋線「太子橋今市」駅
 北西約 600m

部 ・ 課 程	修業 年限	学級数	児童・生徒数
小 学 部	6	27	118
中 学 部	3	23	111
高 等 部 (生活課程)	3	23	131
合 計		73	360

大阪府立難波支援学校

所在地 〒556-0027 大阪府浪速区木津川 2-3-30
 電 話 06-6562-2251
 F A X 06-6562-0194
 道 順 JR 環状線「芦原橋」駅 西約 600m
 南海汐見橋線「芦原町」駅 西約 200m
 シティバス「芦原橋駅前」西約 600m

部 ・ 課 程	修業 年限	学級数	児童・生徒数
小 学 部	6	26	98
中 学 部	3	27	125
高 等 部 (生活課程)	3	23	133
合 計		76	356

大阪府立生野支援学校

所在地 〒544-0014 大阪府生野区巽東4-2-47
 電 話 06-6758-3784
 F A X 06-6758-5607
 道 順 メトロ千日前線「北巽」駅 南東約 800m
 JR おおさか東線「長瀬」駅 西約 1km
 シティバス「巽中学校前」西約 500m

部 ・ 課 程	修業 年限	学級数	児童・生徒数
小 学 部	6	27	115
中 学 部	3	21	89
高 等 部 (生活課程)	3	27	158
合 計		75	362

大阪府立住之江支援学校

所在地 〒559-0022 大阪府住之江区緑木 1-4-167
 電 話 06-6683-2622
 F A X 06-6686-1709
 道 順 メトロ四ツ橋線「北加賀屋」駅 西約 330m
 シティバス「北加賀屋」西約 100m

部 ・ 課 程	修業 年限	学級数	児童・生徒数
小 学 部	6	17	78
中 学 部	3	17	70
高 等 部 (生活課程)	3	15	88
合 計		49	236

大阪府立東淀川支援学校

所在地 〒533-0033 大阪市東淀川区東中島 3-5-22
 電 話 06-6325-9011
 F A X 06-6325-9021
 道 順 JR 京都線「新大阪」駅 南東約 600m
 メトロ御堂筋線「新大阪」駅 南東約 900m
 阪急京都線「崇禅寺」駅 西約 500m
 シティバス「東中島三丁目」東約 100m

部 ・ 課 程	修業 年限	学級数	児童・生徒数
小 学 部	6	19	79
中 学 部	3	19	93
高 等 部 (生活課程)	3	24	143
合 計		62	315

大阪府立出来島支援学校

所在地 〒555-0031 大阪市西淀川区出来島 3-3-6
 電 話 06-6474-1351
 F A X 06-6474-1356
 道 順 阪神なんば線「出来島」駅 南西約 800m
 シティバス「出来島」西約 400m
 シティバス「出来島大橋」南西約 750m

部 ・ 課 程	修業 年限	学級数	児童・生徒数
小 学 部	6	23	96
中 学 部	3	21	100
高 等 部 (生活課程)	3	19	117
合 計		63	313

大阪府立光陽支援学校

所在地 〒535-0022 大阪市旭区新森 6-8-21
 電 話 06-6953-4022
 F A X 06-6953-6932
 道 順 メトロ谷町線・今里筋線「太子橋今市」駅
 から、シティバス「旭東中学校前」東約 200m
 京阪本線「森小路」駅 東約 1.1 km
 メトロ今里筋線「清水」駅 南東約 600m

【肢体不自由教育課程】

部 ・ 課 程	修業 年限	学級数	児童・生徒数
小 学 部	6	21	56
中 学 部	3	14	36
高 等 部 (普通課程)	3	12	34
合 計		47	126

【病弱教育課程】

<病院分教室>

分 教 室 名	所 在 地	電話・FAX
大阪公立大学医学部 附属病院分教室	大阪市阿倍野区 旭町 1-5-7	06-6645- 2891
地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療 センター分教室	大阪市都島区都 島本通 2-13-22	06-6929- 1221

大阪府立西淀川支援学校

所在地 〒555-0032 大阪市西淀川区大和田2-5-77
 電 話 06-6475-2560
 F A X 06-6475-9628
 道 順 阪神なんば線「福」駅 北東約 800m

部 ・ 課 程	修業 年限	学級数	児童・生徒数
小 学 部	6	12	27
中 学 部	3	9	23
高 等 部 (普通課程)	3	10	27
合 計		31	77

大阪府立平野支援学校

所在地 〒547-0014 大阪市平野区長吉川辺3-4-115
 電 話 06-6707-6731
 F A X 06-6709-2339
 道 順 メトロ谷町線「長原」駅 南南東約600m

部 ・ 課 程	修業 年限	学級数	児童・生徒数
小 学 部	6	10	25
中 学 部	3	7	13
高 等 部 (普通課程)	3	8	20
合 計		25	58

大阪府立東住吉支援学校

所在地 〒546-0023 大阪市東住吉区矢田 5-1-22
 電 話 06-6608-9100・9800
 F A X 06-6608-9500
 道 順 近鉄南大阪線「矢田」駅 南西約500m
 シティバス「矢田南中学校前」 南東約200m

部 ・ 課 程	修業 年限	学 級 数		児童・生徒数	
		肢体	知的	肢体	知的
小 学 部	6	7	29	15	134
中 学 部	3	9	29	15	134
高 等 部	3	8	26	20	160
合 計		24	84	50	428

大阪府立たまがわ高等支援学校

所在地 〒578-0925 東大阪市稲葉2-3-25
 電 話 072-961-4730
 F A X 072-961-4788
 道 順 近鉄奈良線「河内花園」駅 北約1km
 近鉄けいはんな線「吉田」駅 南約1.5km
 近鉄バス萱島線「菱江」 東約700m
 近鉄バス吉田線「稲葉町二丁目」 東約150m

部 ・ 課 程		修業 年限	学級数	生徒数
高 等 部	ものづくり科	3	29	187
	福祉・園芸科			
	流通サービス科			
合 計			29	187

*共生推進教室含む
 (枚岡樟風高等学校、金剛高等学校内に設置)

大阪府立とりかい高等支援学校

所在地 〒566-0062 摂津市鳥飼上1-1-15
 電 話 072-654-9235
 F A X 072-654-9237
 道 順 JR東海道本線「千里丘」駅から、阪急バス
 柱本営業所前行き「上鳥飼」 東約150m

部 ・ 課 程		修業 年限	学級数	生徒数
高 等 部	生産技術科	3	18	113
	食とみどり科			
	生活科学科			
合 計			18	113

*共生推進教室を含む
 (北摂つばさ高等学校、千里青雲高等学校内に設置)

大阪府立すながわ高等支援学校

所在地 〒590-0522 泉南市信達牧野 40-1

電 話 072-485-3810

F A X 072-485-3816

道 順 JR 阪和線「和泉砂川」駅 南約 600m
南海本線「樽井駅」からコミュニティバス
「府立支援学校前」すぐ

部 ・ 課 程		修業 年限	学級数	生徒数
高 等 部	ものづくり科	3	19	105
	食とみどり科			
	せいかつサービス科			
合 計			19	105

*共生推進教室含む

(信太高等学校、久米田高等学校内に設置)

大阪府立なにわ高等支援学校

所在地 〒556-0027 大阪市浪速区木津川 2-3-30

電 話 06-6561-7361

F A X 06-6561-7300

道 順 JR 環状線「芦原橋」駅 西約 600m
南海汐見橋線「芦原町」駅 西約 200m
シティバス「芦原橋駅前」西約 600m

部 ・ 課 程		修業 年限	学級数	生徒数
高 等 部	クリエイティブワーク科	3	24	157
	サービス・ビジネス科			
	ライフサービス科			
合 計			24	157

*共生推進教室含む

(東住吉高等学校、今宮高等学校内に設置)

大阪府立むらの高等支援学校

所在地 〒573-0042 枚方市村野西町 60-1

電 話 072-805-2327

F A X 072-805-2733

道 順 京阪交野線「村野」駅 南約 300m

部 ・ 課 程		修業 年限	学級数	生徒数
高 等 部	プロダクトデザイン科	3	17	100
	フードデザイン科			
	リビングデザイン科			
合 計			17	100

*共生推進教室含む

(芦間高等学校、緑風冠高等学校内に設置)

【様式 4】

(就学・進学用)

学校番号

令和 8 年 月 日

大阪市教育局 様

学 校 名 大阪市立

校 長 名

特別支援学校（府立支援学校）への就学について

標題について、次のとおり届け出ます。

- 1 幼児・児童名（ふりがな）・性別

性別

- 2 生年月日（年齢）

年

月

日

- 3 学年（令和9年度）

第 1 学年

- 4 保護者名（ふりがな）

- 5 幼児・児童との続き柄

- 6 現住所（〒）電話

〒

Tel

- 7 診断名・障がい名並びに障がいの状況と教育上留意すべき事項

- 8 (1) 希望就学先学校名（学部）

- (2) 就学理由

- (3) 就学予定日

令和 9 年 4 月 1 日（水）

就学相談票

新 1 年生用

・学校が記入します。

本人	(ふりがな) 名 前	()		性別	
	生年月日	年 月 日		大阪市立	
	住 所			電話	
	現在籍		中学校区	大阪市立	
(ふりがな) 保護者名		()			続柄

手帳の所持	手帳の種類	所持の有無	判定	取得年月日	備考
	療育手帳			年 月 日	
	身体障がい者手帳			年 月 日	
	精神障がい者保健福祉手帳			年 月 日	

障がいの情報	医学的診断等	年 月 日 (歳 か月)	診断名	
	医師名	医師		
	機関名	病院		
	障がいの状況			

※ 基本情報については具体的に詳しくご記入ください。なお、手帳の所持がない場合はさらに詳しくお願いします。

就学への基本情報	食事		読むこと	
	衣服着脱		書くこと	
	排泄		コミュニケーション	
	医療的ケア		行動面	
	情 緒		健康面	

配慮を要すること					
本人、保護者の希望就学先	希 望	学 校 名	見学	相談	理 由
	1				
	2				
	3				

※ 見学・相談（予定）をした府立支援学校と居住地の小学校等の両校を記入してください。

【様式3】

令和 ● 年 ● 月 ● 日

大阪市教育局 様

学校名 ●

校長名 ●

特別支援学級の入級について

標題について、次のとおり保護者との確認が終了しましたので報告します。

記

1 児童生徒名(ふりがな) ● (●)

2 学年 令和 ● 年度 ● 年生

3 入級・退級日 令和 ● 年 ● 月 ● 日 入級

4 障がいの状況 知的障がい

(手帳・障がい名等)

5 その他

転出・転入の場合は、異動日と相手校を記入

令和 ● 年 ● 月 ● 日

[]

※【様式3-1】の写しを添付すること

【様式3-1】

●長様

特別支援学級 の入級について

特別支援学級の入級について合意します。

記

○ 児童生徒名(ふりがな) _____ (_____)

○ 学年 _____ 令和 _____ 年度 _____ 年

_____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者署名欄 _____

※ 保護者自筆により下線部を記入

【様式3-3】

資料 I - 5 (4)

校番 ●●●●

令和 ● 年 ● 月 ● 日

大阪市教育委員会 様

学 校 名 ●

校 長 名 ●

通級による指導の開始について

標題について、次のとおり報告します。

記

1 児童生徒名 (ふりがな) ● (●)

2 学年 令和 ● 年度 ● 年生

3 指導開始・終了日 令和 ● 年 ● 月 ● 日 開始

4 障がいの状況

[●]

5 通級による指導実施校 ● (自校通級)

6 備考

(開始 の理由)

[●]

※【様式3-4】の写しを添付すること

【様式3-4】

●長様

通級による指導 の開始について

通級による指導の開始に合意します。

記

○ 児童生徒名（ふりがな） _____（ _____ ）

○ 学年 _____ 令和 _____ 年度 _____ 年

_____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者署名欄 _____

※ 保護者自筆により下線部を記入

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 1 日

各 校 園 長 様

インクルーシブ教育推進担当課長

「個別の教育支援計画」等の校種間における引継ぎについて（通知）

平成 25 年 10 月 4 日付文部科学省より「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」が出され、「個別の教育支援計画」等の作成に関し、「障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、必要に応じて関係機関が共有し、活用していくことや作成された支援計画等を引き継ぐ取組を進めていくことが適当である」と示されました。また、平成 29 年 1 月 20 日総務省より「発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果」について報告が出され、文部科学省及び厚生労働省に対し、「発達障害児に関する情報の共有・引継ぎについて、引継ぎまでの適切な保存・管理を求めるとともに具体的な引継ぎ方法を示し、確実に引き継がれるよう徹底を図ること」として勧告が出されました。

つきましては、これらの状況をふまえ、各校園で作成されています「個別の教育支援計画」等に関し、次に示す対応例を参考に確実に引継ぎを実施していただきますようお願いいたします。

なお、引継ぎについては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の校種間のみならず、特別支援学校（府立支援学校）への就学、進学の際にも確実に行っていただきますようお願いいたします。

【「個別の教育支援計画」等の引継ぎ方法について】

引継ぎにあたり、送る側の学校園は、本人・保護者と引継ぎ方法を相談するとともに、個人情報保護の観点から、本人・保護者の了解を必ず得たうえで引き継ぐ。

○送る側の学校園の対応例

- ・保護者から、就学、進学する学校の管理職等に、直接手渡しして引き継ぐ。または、在籍している学校園から、就学、進学する学校等に、引継ぎ会議等の場において、手渡し等で引き継ぐ
- ・その他、卒業後の就業先等への引継ぎについては、保護者から、事業主に手渡し等で引き継ぐ

○受ける側の学校園の対応例

- ・引き継いだ情報や、保護者からの情報をもとに、各校園で「個別の教育支援計画」等を適切に作成する
- ・特に前籍校園における合理的配慮について確認し、学校生活全般における配慮事項について遺漏のないよう検討する

担 当 インクルーシブ教育推進担当
問い合わせ

幼稚園、小学校 指導主事 能勢 梅田
中学校、高等学校 指導主事 高井

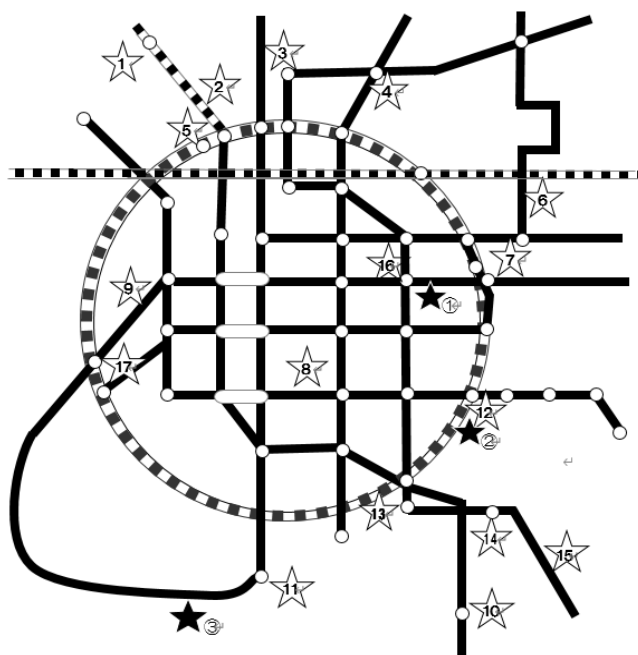
電 話 06-6208-9193（市役所本庁舎）
06-6327-1009（インクルーシブ教育推進室）

令和8年度 通級による指導（他校通級）の案内

大阪市教育委員会

◎ 大阪市内には、他校から子どもを受け入れている通級指導教室が17校あります。地域の指定は、特にありません。

《通級指導教室設置校および最寄り駅》



★ 府立の支援学校については、次の3校に難聴または言語障がいのある通級指導教室を開設しています。

- ・府立中央聴覚支援学校（小学部・中学部）①
- ・府立生野聴覚支援学校（小学部・中学部）②※
- ・府立堺聴覚支援学校（小学部・中学部）③※

※ 府立生野聴覚支援学校、堺聴覚支援学校におきましては、調整区域があります。

- ★1 柏里小学校 〈JR 塚本〉
- ★2 十三小学校 〈阪急 十三〉
- ★3 西淡路小学校 〈JR 東淀川・淡路/阪急 淡路〉
- ★4 菅北小学校 〈JR 天満/Osaka Metro 天神橋筋六丁目〉
- ★5 上福島小学校 〈JR 福島・新福島/阪神 福島〉
- ★6 成育小学校〈京阪 野江/JR 野江〉
- ★7 森之宮小学校 〈Osaka Metro 森ノ宮/JR 森ノ宮〉
- ★8 南小学校 〈Osaka Metro 長堀橋・心斎橋〉
- ★9 九条東小学校 〈Osaka Metro 九条/阪神 九条〉
- ★10 長居小学校 〈Osaka Metro 長居/JR 長居〉
- ★11 玉出小学校 〈Osaka Metro 玉出/南海高野線 岸里玉出〉
- ★12 北鶴橋小学校 〈Osaka Metro 鶴橋/JR 鶴橋/近鉄 鶴橋〉
- ★13 金塚小学校〈Osaka Metro 阿倍野/JR 天王寺/近鉄 阿部野橋〉
- ★14 田辺小学校 〈Osaka Metro 田辺/JR 南田辺〉
- ★15 喜連西小学校 〈Osaka Metro 喜連瓜破〉
- ★16 東中学校 〈Osaka Metro 谷町四丁目〉
- ★17 西中学校 〈Osaka Metro ドーム前千代崎・九条/JR 大正〉

通級による指導とは・・・

通常学級に在籍する児童生徒が、通常学級でおおむね授業を受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導（学習面や生活面における困難の改善・克服に向けた指導）を受ける指導形態です。

- ・きこえやことばに困難さがある。 ・うまく発音できない音がある。
- ・話し始めの音でつかえたり、同じ音をくり返したりすることがある。
- ・ことばの理解や表現、コミュニケーションに気になるところがある。
- ・学習に集中することが苦手。 ・自分の感情のコントロールがうまくできない。



指導について

月に数回から週に1回程度、決められた曜日・時間に行います。

時間は、1回40～60分程度です。個別、または小グループで一人一人の困難さやニーズに応じた指導を行います。

- ・正しい発音を身につける練習
- ・自己理解、自己肯定感を高める指導
- ・場に応じた人とのコミュニケーションの取り方の学習
- ・感情や行動のコントロールの仕方の学習
- ・学習指導など、個々の状況に応じた課題を設定します。



通級による指導や相談をご希望の場合は、在籍校（通っている学校）の担任、または管理職へご相談ください。

申し込みは、随時、受け付けています。

○通級による指導を受ける際には保護者の送迎が必要です。

○費用はかかりません。



大阪市の養護教育における就学指導について（意見具申）

昭和 53 年 9 月 13 日

大阪市教育委員会 教育長 圓井 東一殿

大阪市就学指導委員会 会長 宇野菊三郎

大阪市の養護教育における就学指導について（意見具申）

本委員会は、本年 2 月、教育長から諮問された標題について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり意見具申する。

1 就学指導の考え方

就学指導の基本理念は、人間尊重の精神に基づき、すべての児童生徒に教育の機会を与えることにある。この理念にしたがって、昭和 54 年 4 月 1 日から養護学校の義務制が実施される運びとなり、すべての学齢児童生徒に対し、義務教育の体制が整うこととなった。

いうまでもなく、養護教育は、障害を受けている児童生徒の一人ひとりについて、その障害の実情を十分に把握して、個人の持つ可能性を最大限に伸ばすことを目的とする教育であり、これは、教育の普遍的な目的そのものであるといえる。

従来、障害を受けている児童生徒の教育の場については、盲学校、聾学校、養護学校を設け、あるいは、小学校、中学校に養護学級を設置しておけばよいというような考え方があり、小学校、中学校の普通学級においては、健常児のみを対象とし、障害児を排除しようとする考え方もあった。

しかしながら、障害を受けている児童生徒に対する就学指導の基本的な考え方にたつとき、従来の考え方は、普通教育と養護教育とをそれぞれに固定化してしまい、相互に高め合うという教育本来の使命に照らして問題があった。

したがって、養護教育のあり方について、今後、抜本的に検討を重ねることが必要であるが、就学指導については、次の点に留意しながら具体的な措置を講ずるべきである。

- (1) 障害を受けている児童生徒の就学の場の決定に際しては、盲学校、聾学校、養護学校あるいは小学校、中学校の養護学級または、普通学級のいずれかといった固定的なとらえかたをせず、児童生徒の心身の発達及び障害の状況、通学にとまなう諸条件、教育内容、教育条件等を十分に考慮した指導がなされなければならない。
- (2) 教育的措置を講ずるに当たっては、障害を受けている児童生徒の将来の進路をも見通し、実態に即して、総合的、弾力的に措置するように努め、更に、そのための教育諸条件を改善しなければならない。
- (3) 就学指導にあたっては、専門家の多面的な診断及び判定等に基づき、適正な指導が行われなければならない。その際、保護者の意見を十分に尊重しながら指導する必要がある。

- (4) 障害を受けている児童生徒の教育にあたっては、その生活実態、ニード及び発達段階に即した教育課程のもとに、必要に応じて、健常児との交流を図り、地域社会と遊離することのないように留意すべきである。
- (5) 養護教育に対する社会的啓発を図るとともに、全市校園において、すべての教職員が障害を受けている児童生徒に対する認識と理解を深め、積極的に取り組むことが必要である。

2 就学指導の教育的措置基準

就学指導に際して、教育的措置の基準は、学校教育法施行令第22条の3及び関係法令等によって行われているが、その適用に当たっては、あくまで画一的、形式的な取扱いを排し、一人ひとりの実情を十分に掌握すべきである。

3 就学指導の具体的措置

(1) 基本的な態度

就学指導の考え方に基づき、就学の具体的措置については、法律上養護教育諸学校の設置義務を有する大阪府教育委員会との緊密な連携を保ちながら、本市の実情に即して行わなければならない。

(2) 障害を受けている児童生徒の把握

障害を受けている児童生徒の把握は、原則として、就学時健康診断及び在学中の定期健康診断において行い、就学時健康診断においては、行動観察に留意する必要がある。

(3) 精密検査

障害のおそれが認められる場合は、必要に応じ、科学的な判断を得るために、専門機関を指定して精密検査を行うべきである。

(4) 就学措置の判断

ア 就学措置の判断は、本委員会に設けられる専門部会において行い、専門部会は、会長が指名する委員及び専門的事項に関する学識経験者をもって構成する。

イ. 就学措置の判断は、保護者の意向を尊重しながら、主として次の資料による。

ア. 就学時健康診断票または定期健康診断票

イ. 精密検査予診票

ウ. 専門機関の診断及び判定

(5) 就学措置の決定

大阪府教育委員会は本委員会専門部会の判断に基づき、かつ、大阪市内における盲学校、聾学校、養護学校の設置状況及び小学校、中学校の養護学級の設置状況を勘案して、大阪府教育委員会と慎重に協議しながら、就学措置の決定など、適正な就学の確保を図るべきである。

(6) 学校長の役割

障害を受けている児童生徒の就学指導が、適切かつ円滑に行われるためには、小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校の校長の十分な理解と指導に俟つところが大い。したがって、学校長に対して、就学指導の趣旨の徹底を図る必要がある。

(注:「養護教育」「養護教育諸学校」は、それぞれ「特別支援教育」「特別支援学校」と読み替えてください。)

養護教育基本方針 -平成 14 年(2002 年)2 月-

はじめに

本市においては、平成 6 年 3 月に「障害者支援に関する大阪市新長期計画」(「新長期計画」)を、また平成 10 年 4 月には「大阪市障害者支援プラン」(「プラン」)を策定した。さらに、これら「新長期計画」や「プラン」の策定と並行して、大阪市養護教育審議会は「今後の養護教育のあり方について」の審議を重ねてきた。

これらの策定等の過程においては、「障害者と障害のない者が平等に生活し活動する社会をめざし、障害者を含むすべての市民が生活主体者として社会参加し自立できる」ことの重要性が確認された。(「新長期計画」)

そして、「障害の有無にかかわらず、すべての人が共に生活し活動する社会、同じ人間としての平等の権利を有する社会こそがノーマルな社会である」というノーマライゼーションの考え、および「教育的な支援や社会的な支援も含め、障害のある人たちが本来発揮できるはずの能力や権利を回復(獲得)することが大切である」というリハビリテーションの考えを基本にして、「障害者が地域社会の中で安心して生活できるよう支援する」こと、また「障害者が市民として、自らの意志による選択に基づいて主体的に行動し、生活できるよう支援する」ことの必要性が示されている(「プラン」)。

また教育に関しては、「障害者一人一人の特性等に応じた、きめ細かい教育の内容を確保するという視点に立ち、自立に向けた基盤づくりとして、ノーマライゼーションの理念のもと、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした教育を推進する」こと、また、「すべての幼児・児童・生徒の障害及び障害者についての認識が共通のものとなるよう配慮し、人権教育の観点を踏まえた実践の創造を図る」ことが確認されている(「プラン」)。

なお、これらの論義、とりわけ養護教育審議会の審議を通じて、「人権」について、「障害のある場合も、人間として決して軽んじられることがあってはならず、お互いのちがいを認め合うことの重要性とともに、同じ人間として、その人権を尊重し合うことの重要性がある」こと、あわせて、「障害のある幼児・児童・生徒が人権意識を高め、自らの権利を自覚することの重要性についても十分認識する必要がある」こと、また「教職員が指導する場合についても、その方法等、この人権の尊重という観点が貫かれていなければならない」ことが改めて指摘された。さらに「自立」について、「身辺自立や職業的自立だけではなく、自己選択、自己決定することも含め、その意味を広く理解すべきであり、学校教育の場においても、そのような視点を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒が自己選択、自己決定できる力をどのように獲得していくのか、また、そのための条件をどのように準備していくのか、実践研究を積み重ねる必要がある」ことが指摘された。

一方、文部科学省は「21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」(「調査研究協力者会議」)を設け、平成 13 年 1 月には、「21 世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～」と題した最終報告が出された。

この最終報告では、障害の有無にかかわらず全ての幼児・児童・生徒が共に学びかつ一人一人に最適の支援を与えようというインクルージョンの考えや、一人一人の幼児・児童・生徒の個性や特性に応じた支援のもとに教育を展開しようとするスペシャル・ニーズ・エデュケーションの考えが、世界的に広まってきている状況を踏まえ、「障害のある児童・生徒等の視点に立って一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うという考えに基づいて対応を図る必要がある」と基本的な考えを示した。

そして、この基本的な考えのもとに、「教育、福祉、医療、労働等が一体となった乳幼児期から学校卒業後まで障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援を行う体制の整備」をはじめ、「児童・生徒等の障害の重度化に対応した指導の充実」、また「学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(ADHD)等、通常の学級を中心にして支援を必要とする児童・生徒等への対応の充実」などの提言が示されている。さらに地方分権を推進する立場から、「各学校や地域における主体的かつ積極的な活動を促進する」ことも提言されている。

以上、本市の「新長期計画」や「プラン」、大阪市養護教育審議会での審議、また文部科学省の「調査研究協力者会議」の最終報告の基本的な考えを受け、大阪市教育委員会として今後の養護教育の基本的方向をまとめ、ここに示すこととした。

養護教育の基本的方向

まず、基本的方向をまとめるうえでの基本姿勢は次のとおりである。

養護教育は、障害の有無にかかわらずすべての人が平等に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの大きな流れにそうとともに全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念に基づき、障害のある幼児・児童・生徒の人権の尊重を図り、一人一人のニーズを踏まえ自立に向けて可能性を最大限に伸ばすことを目指してすすめる。

この基本姿勢のもとで、今後目指すべき基本的方向、また、それに基づく教育実践上の留意点について、以下に示す。

- ① 障害のある幼児・児童・生徒の人権、とりわけ「自らの意志による選択に基づいて主体的に行動し、生活する権利」「その主体者として成長する権利」を尊重する。
 - ・教育実践をすすめるなかで、これらの権利を十分に尊重するよう留意する必要がある。また、障害のある幼児・児童・生徒へのいじめや人権侵害の克服を図るとともに、その兄弟姉妹や家族の人権にも十分配慮することが大切である。
- ② 障害のある幼児・児童・生徒を学校教育全体で受けとめていく。すべての教職員が、「協力して障害のある幼児・児童・生徒を受けとめる」という認識を深める。
 - ・各校園では教職員一人一人が障害のある幼児・児童・生徒について正しく認識し、全教職員が協力した取り組みをすすめるとともに、校園間においても連携を図る必要がある。養護教育諸学校では、他の校園等での実践や研修の支援、養護教育の相談など、養護教育のセンター的な役割を果たせるよう、取り組みをすすめる必要がある。また、幼稚園や高等学校においても、障害のある幼児・生徒と共に学ぶ教育実践について研究する取り組みをすすめることが大切である。
- ③ 障害のある児童・生徒は、まず居住地の学校の児童・生徒として位置づけられる。
 - ・養護教育諸学校に在籍して教育を受ける場合も、居住地の校園と連携し、居住地との交流をすすめることが大切である。
- ④ すべての幼児・児童・生徒が共に生きる意識・関係の育成を図る。ちがいを認め合い互いの人権を尊重し合う幼児・児童・生徒、また集団を育成する取り組みをすすめる。
 - ・障害のある者となない者との豊かな関係づくりを図る交流等、共に学び活動する取り組みをさらに積極的にすすめることが必要である。
- ⑤ 障害及び障害のある幼児・児童・生徒を取り巻く状況について、すべての幼児・児童・生徒が理解を深める取り組みをすすめる。またPTA活動などを通じて地域社会の理解・啓発を図る取り組みもすすめる。
 - ・各校園で、幼児・児童・生徒の状況も踏まえ、具体的にさまざまな取り組みを、創意工夫してすすめる必要がある。また、PTAの人権啓発で障害者の人権について学ぶ等、地域社会への働きかけとなる取り組みをすすめることが大切である。なお、教職員自身が、実践をすすめることや関係機関と連携することを通じて、「人権」「自立」「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」等、養護教育に関する基本的な概念について、内容の深化を図るよう、研究をすすめることも大切である。
- ⑥ 障害のある幼児・児童・生徒が人権意識を高め、自己選択・自己決定できる力や関係を育て、自らの権利について自覚を持つために、指導の内容や方法について研究し、取り組みをすすめる。
 - ・幼児・児童・生徒が自らの障害についての認識を深めること、周りの支援を求めること等、教育実践を通じて具体的な内容や方法について研究し、工夫するよう留意する。
- ⑦ 障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じるため、多様な方策、施策を検討し、工夫した取り組みをすすめていく。
 - ・障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを把握した取り組みをすすめる必要がある。その一環として、教育センター等の支援によって個別の指導計画を作成することも大切である。この点では、学習障害（LD）等も含め、通常の学級での実践についても研究をすすめる必要がある。
- ⑧ 障害のある幼児・児童・生徒の一貫した支援について、福祉・医療・労働等の分野、地域社会等との連携を図るよう取り組みをすすめる。
 - ・各校園においても、保育所・病院・保健福祉センター・障害者会館等の関係諸機関や地域社会等との連携を図る必要がある。また、連携をすすめるためのネットワークを築くように努めることが大切である。なお、その際、本人・保護者の同意、納得を得ることが大切である。

おわりに

以上、本市の今後の養護教育の目指すべき基本的方向を示した。また、合わせて教育実践上の留意点についても示した。これらは今後、施策、実践等をすすめ、研究・検討を重ねるうえでの基礎となるものである。

教育委員会としても今後の取り組みに努力していくものであるが、各校園での日々の創意ある実践が非常に重要であり、本市教職員が、これら基本的方向と留意点を踏まえ、一層の取り組みをすすめていくことを期待するものである。